

## 第6章 進行管理

### 1. 評価・見直しの時期

本計画に基づき実施した個別の保健事業の内容は、保健医療機関や福祉関係の外部有識者等の委員により構成され、保健衛生・国保・高齢者福祉部局が事務局を務める健康づくり推進協議会においての報告を毎年度行うこととし、委員からの意見を踏まえつつ、次年度以降の各種事業を展開します。

数値目標については、達成状況及びその経年変化の推移について把握し、アウトカム（成果）による評価を行います。

P D C Aサイクルに沿った保健事業を展開するため、保健事業の実施状況や数値目標の達成状況を踏まえ、計画の中間年度にあたる2021年度に計画の中間評価及び見直しを実施し、計画の最終年度にあたる2023年度に最終評価を行います。評価の内容については、2024年度を初年度とした次期計画に反映することとします。

